

渋川市監査委員公告第5号

渋川市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による請求について、同条第4項の規定により監査を実施したので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成26年8月1日

渋川市監査委員 中澤康光
同 監査委員 吉田利治

監査結果報告書

第1 請求の受付

- 1 請求のあった日 平成26年6月12日
- 2 請求人 ●●●●

第2 請求の内容

- 1 平成26年6月12日提出の請求の内容（措置請求書原文）

1. 措置対象者 渋川市長 阿久津 貞司

2. 事件の概要 新聞報道、渋川市議会だより第31号等によれば、「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事」（以下、本件工事）で発生した産業廃棄物「スラグ入り碎石」（以下、有害スラグ碎石）から環境基準値を超える有害物質が検出されたとある。本件の「有害スラグ碎石」は、スカイランドパーク建設の際、●●●●●●●●●●（以下、A）から、路盤材として搬入使用されたものであり、本件工事設計書には「鉞さい」「産業廃棄物」に分類され、本件工事契約書には「施工条件の明示」として、「本工事で発生するスラグ入り碎石の運搬・処分については、Aが渋川市中村地内（運搬距離L = 7.3 Km）のA渋川工場

内へ運搬・処分する。尚、掘削積込作業は本工事に見込んでいる。」と明記してあり、そのように実行され「有害スラグ碎石」598立米＝1154トンは、A 渋川工場に運搬された。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）違反、廃棄物処理委託契約書の不備、マニフェスト不備、無許可事業者による産業廃棄物（鉱さい）の収集運搬、事業場外に無届保管、無許可中間処理、不法投棄にあたる。

本件のような建設系廃棄物は、建設現場から搬出される時点から「産業廃棄物」として「廃棄物処理法」の規制を受けることを、行政機関たる「渋川市」が認識していないはずはなく、また本件工事契約書の「施工条件の明示」から、本件「有害スラグ碎石」は容易に処分できる単なる安定型瓦礫ではないこと、処分に係る費用は「A」が負担することが承諾されていたことが窺える。

しかし、平成25年8月13日、「渋川市」は●●●●●●（以下、B）と「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事関連産業廃棄物処理業務委託契約」（以下、本件業務委託）を締結、これを履行、24,528,000円を支出したが、「本件業務委託」は以下に述べる理由で違法である。

3. 違法性 産業廃棄物はその排出から収集運搬・中間処理・最終処分まで一貫して「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」で管理される、産業廃棄物排出事業者が処理業者と締結する委託契約書には、受託業者の事業許可の範囲・許可証（写し）、委託する産業廃棄物の種類・数量・性状・荷姿の情報「特別管理産業廃棄物」であるか否か等、必要不可欠の記載事項がある、しかし渋川市がBと締結した「本件業務委託」は、産業廃棄物処理以外の一般業務委託の様式であり、「廃棄物処理法」に規定された契約の法定記載事項を満足していない。

そもそも、本件工事の産業廃棄物排出業者は工事元請の「B」であり、渋川市ではない、したがって渋川市がBに業務委託はありえない。本件の「有害スラグ碎石」はセメントで固める中間処理をした後、富山県の「遮断型最終処分場」に処分された「特別管理産業廃棄物」であり「B」は運搬も処分も許可を受けていない、

資格のある「C」との再委託を指定して、無許可業者と契約するなどあってはならない。Bを排出業者としたマニフェストにも「特別管理産業廃棄物」でありながら「安定型瓦礫」と虚偽の記載がみられる。

「本件業務委託」契約は「A」が負担すべき「有害スラグ砕石」の処分費用を「渋川市」から支出させる根拠とするためだけに締結された違法な契約である。

市長、阿久津 貞司が、大企業「A」を信頼するのは勝手であるが、渋川市民が、環境を有害スラグで汚染され、健康を脅かされたあげく、その尻拭いの産業廃棄物撤去処分費用まで負担する理由はない。

本件の公金支出が前例となつてはならない。

また市内38か所で本件同様の有害スラグが使用されている、市は直ちに健康に影響はないなどと言っているが、将来、健康被害が現れた場合、有害スラグを放置した渋川市の責任が問われる。仮に、本件業務委託が適法だとすれば、一連の廃棄物処理法違反の責はすべて渋川市が負うことになる、群馬県庁の指導に従つたとすれば県も同様である。

4. 措置の請求

- ア、 渋川市長 阿久津 貞司は、違法な契約による有害スラグ砕石処分費用 24,528,000 円を渋川市に補填せよ。
- イ、 渋川市は、Aに市内38か所の有害スラグを速やかにすべて撤去せよと命ぜよ。
との勧告を求める。

2 事実証明書

- ・ 建設工事請負契約書の一部（表紙、集計表、施工条件の明示）の写し
- ・ 業務委託契約書の一部（表紙、仕様書）の写し
- ・ 建設系廃棄物マニフェストの写し
- ・ 情報一部公開決定通知書（行第146号、行第147号）の写し

第3 請求の受理

この請求は、平成26年6月18日受理した。

第4 監査の実施

本件請求について、法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 平成25年度「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事」及び「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事関連産業廃棄物処理業務委託契約」について監査を実施した。
- 2 法第242条第6項の規定により、平成26年7月8日請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し陳述がなされ、新たな証拠が提出された。
 - ・ 証人の証言 (●●●●)
 - ・ 新聞記事
 - ・ 産業廃棄物等の種類と体積から重量への換算係数
 - ・ 公益社団法人全国産業廃棄物連合会HP記事
 - ・ 群馬県HP記事 (場外保管に関すること)
 - ・ 書籍写し (建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外)
 - ・ 市民オンブズマン群馬の会員によるブログの写し
 - ・ 書籍 (産廃処理の基本と仕組みがよ〜くわかる本)
- 3 法第199条第8項の規定により、平成26年7月8日に監査対象部局である建設部長、都市計画課長、前土木管理課長並びにA及びBの事情聴取を行った。

第5 監査の結果

1 監査委員が確認した事実

請求人は、違法な契約による公費の支出であるから、委託費用を市長が補填せよとして、6項目を例示し市長が市に補填することを要求しているが、監査委員は、請求人から提出された事実証明書、関係書

類及び関係者への調査等により、次の事実を確認した。

- (1) 平成24年秋に、渋川スカイランドパーク周辺市道及び駐車場において、平成8年度にAより納品された路盤材が原因とみられる路面異常が発生していることが確認された。調査の結果、残存膨張率の不相当が認められた。
- (2) 舗装補修工事の必要が生じたことから、市とAの協議により、本件工事で発生する既設スラグ砕石については、副産物という認識のもと再生処理させることを前提に、Aで運搬・処分することが了解されたが、処分できない産業廃棄物の処理についての詳細は協議されていないことが、市及び業者への調査、証人の証言並びに平成25年1月4日にAから市へ提出された文書にて確認された。
- (3) 「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事」（以下、「本件工事」という）を発注するにあたり、「施工条件の明示」として、本来、工事設計において見積るべきスラグ入り砕石の掘削・積込・運搬・処分費用のうち、掘削・積込作業分のみを見積り、運搬・処分については、本工事の施工対象から除外していた。
- (4) 本件工事を発注するにあたり、「施工条件の明示」として、スラグ入り砕石の運搬・処分については、Aが同社工場内へ運搬・処分するとしていた。
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という）」に基づけば、産業廃棄物は、注文者から直接工事を請け負った事業者（以下、「排出事業者」という）が自ら処理するか、産業廃棄物を処理する許可を受けた業者（以下、「処理業者」という）に委託して処理することとして、排出事業者が処理責任を負わせている。本件工事における排出事業者は、Bである。また、排出事業者が処理業者へ委託する場合は、法定記載事項による産業廃棄物処理委託契約書を締結し、産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という）を作成することが定められている。
- (6) 本件工事は、平成25年5月31日に完了し、同年6月11日に完了検査が行われ、発注者である市に引き渡されている。
- (7) 本件工事により掘削された既設スラグ砕石は、Aにより、平成25年3月16日から同年4月10日までに運搬され、A渋川工

場内に一時保管されたが、産業廃棄物事業場外保管届出が群馬県中部環境事務所に提出されたのは、本件工事完了後の平成25年8月19日であった。処理業者でないAに処分させようとしたこと及び場外届出が遅延したことは、廃掃法違反である。

- (8) 請求人は、本件工事により掘削された既設スラグ碎石を「特別管理産業廃棄物」と主張しているが、廃掃法第二条第五項及び同法施行令第二条の四の規定に該当しないため、特別管理産業廃棄物ではなく「がれき類」である。
- (9) 「渋川スカイランドパーク第2第6駐車場舗装補修工事関連産業廃棄物処理業務委託契約」（以下、「本件業務委託」という）は、平成25年8月13日に本件工事の受注者であるBと特命随意契約で締結され、同年9月30日に業務完了し、同年10月7日に完了検査に合格した。
- (10) 本件業務委託の受注者であり、本件工事の排出事業者であるBは、処理業者であるCと産業廃棄物処理委託契約を締結し、平成25年8月21日から同月29日までに、一時保管されていた産業廃棄物を中間処分場へ運搬した。

2 監査委員の判断

前記1で確認した事実に基づき、監査委員は、請求人が本件監査請求で主張する違法・不当の事由について、次のとおり判断する。

本件工事の必要が生じた原因は、上記1の(1)より路盤材の膨張が原因と考えられ、市が改修費用の一部をAに負担させようとしたことは理解できる。しかし、既設スラグ碎石の処分は廃掃法の規制を受け、排出事業者責任が生じることから、産業廃棄物を処分する責任は、本件工事の受注者であるBにあり、処理許可の資格を持たないAに処分させようとしたことが間違いである。その結果、廃掃法違反の状態となった。

市の不注意から、本件工事完了後も違法状態が続いていたため、これを解消し適法化を図るため、本来であれば工事発注において盛り込むべきであった産業廃棄物の運搬・処分に要する費用を計上し、排出事業者に処分させるため、本件業務委託として契約を締結し執行したが、これは処理上の一連の流れと認められ、工事完了前であれば、契

約変更に該当する事案である。

3 結論

本件請求については、監査の結果、合議により次のとおり決定した。

(1) 措置の請求ア、について

以上のことから、本件業務委託による委託料 24,528,000 円は、当初から産業廃棄物の運搬・処分費用として市が負担すべき費用であり、違法な契約による不適切な支出とは認められないことから、請求人の主張は認められないと判断し、請求を棄却する。

(2) 措置の請求イ、について

本請求において、市がAに、市内38か所の有害スラグを速やかにすべて撤去するよう命ぜよとの勧告を求めているが、本請求は、地方自治法第242条第1項の要件である違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実該当しないため、監査の対象とならない。

第6 監査委員の意見

今回の住民監査請求にあたり、第5の1の(1)及び(2)の経緯から、本件工事及び本件業務委託が執行されたものであるが、市内38か所において、同様のスラグ砕石が施工されており、優先順位に従い改修されることが、平成26年6月16日に市議会の市民経済常任委員会協議会で報告された。

今後のスラグ砕石対策においては、市民が納得できる解決策となるよう、市と関係者との十分な協議を行い、結論を出すことを強く要望するものである。